2　前項第一号に掲げる額は、最終指定親会社等が行う次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げるものの想定元本の額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額の合計額とする。

	オフ・バランス取引の区分	掛目（パーセント）
一	次に掲げるコミットメント（三の項ロに掲げるものを除く。） イ　任意の時期に無条件で取消し可能なもの ロ　取引の相手方の信用状態が悪化した場合に意思の通知なくして取消し可能なもの	十
二	次に掲げる取引 イ　原契約期間が一年以下のコミットメント（一の項及び三の項ロに掲げるものを除く。） ロ　短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務（最終指定親会社等が発行又は確認したものに限る。）	二十
三	次に掲げる取引 イ　特定の取引に係る偶発債務（二の項ロに掲げるものを除く。） ロ　短期証券引受契約 ハ　原契約期間が一年超であるコミットメント（一の項及びロに掲げるものを除く。）	五十
四	信用供与に直接的に代替する偶発債務（最終指定親会社等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ並びに二の項ロ及び三の項イに掲げるものを除く。）	百

（注）　最終指定親会社等が将来においてオフ・バランス取引の実行を約している場合であって、適用可能な複数の掛目があるときは、当該複数の掛目のうち最も低いものを適用するものとする。

3　第一項第二号に掲げる額は、最終指定親会社等が行う次に掲げるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額に百パーセントの掛目を乗じて得た額の合計額とする。

一　買戻条件付の資産売却又は求償権付の資産売却（レポ形式の取引又は証券化エクスポージャーに該当する取引である場合を除く。）

二　先物資産購入、先渡預金、部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入（これらのオフ・バランス取引に係る取引対象資産が最終指定親会社等の連結貸借対照表に計上される場合を除く。）

4　第一項第三号に掲げる額は、最終指定親会社等が行うオフ・バランス取引に係る次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げるものの名目額に当該各号に定める掛目を乗じて得た額の合計額とする。

一　適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分　十パーセント

二　無格付の適格流動性補完　五十パーセント

三　前二号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー　百パーセント

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十七年三月三十一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置）

第二条　適用日から起算して三年を経過する日までの間における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額において、その算定に係る連結自己資本規制比率告示第八条第十項第一号に規定する特定項目に係る十五パーセント基準額については、金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、平成二十二年金融庁告示第百三十号（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件）の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十九号。以下「連結自己資本規制比率改正告示」という。）附則第八条において読み替えて適用する連結自己資本規制比率告示第八条第十項第一号に定めるところによる。

（資本の額に係る経過措置）

第三条　適用日から起算して七年を経過する日までの間における第四条の規定によるＴｉｅｒ１資本の額（以下単に「Ｔｉｅｒ１資本の額」という。）において、その算定に係るその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額（連結自己資本規制比率告示第六条第一項に定めるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額をいう。以下同じ。）については、連結自己資本規制比率改正告示附則第三条第一項（同項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第三項に定めるところによる。

2　適用日から平成三十年三月三十一日までの間におけるＴｉｅｒ１資本の額において、その算定に係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額（連結自己資本規制比率告示第五条第一項に定める普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額をいう。以下同じ。）については、連結自己資本規制比率改正告示附則第四条第一項に定めるところによる。

3　適用日から起算して三年を経過する日までの間におけるＴｉｅｒ１資本の額において、その算定に係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額については、前項の規定によるもののほか、連結自己資本規制比率改正告示附則第五条第一項（同項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第六条（同条の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

4　適用日から起算して三年を経過する日までの間におけるＴｉｅｒ１資本の額において、その算定に係るその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額については、第一項の規定によるもののほか、連結自己資本規制比率改正告示附則第五条第二項及び第六条（同条の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

5　適用日から起算して三年を経過する日までの間における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額については、連結自己資本規制比率改正告示附則第七条第一項（連結自己資本規制比率改正告示附則第五条第一項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

6　適用日から起算して三年を経過する日までの間におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額については、連結自己資本規制比率改正告示附則第七条第一項（連結自己資本規制比率改正告示附則第五条第一項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第二項に定めるところによる。

（米国式連結財務諸表による連結財務諸表を作成している最終指定親会社への経過措置）

第四条　第三条第一項本文後段の規定にかかわらず、最終指定親会社が連結財務諸表規則第九十五条に規定する米国式連結財務諸表の作成を行っている場合には、当分の間、当該米国式連結財務諸表に基づき連結レバレッジ比率を算出することができる。この場合において、当該米国式連結財務諸表にかかわらず、金融子会社については、連結の範囲に含めるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、保険子会社等については、連結の範囲に含めないものとする。